

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県みつばち転飼等に関する規則の一部を改正する規則

福島県みつばち転飼等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第八十一号

#### 福島県みつばち転飼等に関する規則の一部を改正する規則

福島県みつばち転飼等に関する規則（平成十二年福島県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改める。

第二条の見出しを「（蜜蜂の飼育の届出）」に改め、同条第一項中「第三条第一項の下に「及び第三項」を加え、「みつばち飼育届」を「蜜蜂飼育（変更）届」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項のみつばち飼育届及び前項の書面」を「前項の蜜蜂飼育（変更）届」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条第一項中「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に改め、同条第二項中「様式第二号」を「様式第二号の二」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項の蜜蜂転飼許可申請書及び前項」に改める。

第四条第三項中「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に改める。  
第五条の次に次の一条を加える。

（身分を示す証明書の様式）

第六条 法第九条第二項の証明書は、養蜂振興法第九条第一項の規定により立入検査をする職員の身分証明書（様式第七号）による。

様式第一号中「みつばち飼育届」を「蜜蜂飼育（変更）届」に、「住 所」を「住 所」に改

所

電話

「養ほう振興法第3条第1項」を「養蜂振興法第3条第1項（第3項）」に、「みつばち」を「蜜蜂」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。  
様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所  
通信連絡場所  
電話番号  
氏名又は名称及び代表者の氏名（記名押印又は署名）

養蜂振興法第4条第1項の規定により、下記のとおり転飼の許可を受けたいので申請します。

記

整理番号	転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所及び氏名	蜂群数	転飼の期間	飼育管理者の住所及び氏名	備考
1					月 日から 月 日まで		
2					月 日から 月 日まで		
3					月 日から 月 日まで		

備考

- 1 転飼しようとする場所の欄は、字、番地まで記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二号の次に次の一様式を加える。

---

---

## 様式第2号の2（第3条関係）

## みつばち転飼許可申請書

年 月 日

福島県知事

住 所

通信連絡場所

電話番号

氏名又は名称及び代表者の氏名（記名押印又は署名）

福島県みつばち転飼条例第3条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり転飼の許可を受けたいので申請します。

記

整理番号	転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所及び氏名	ほう群数	転飼の期間	飼育管理者の住所及び氏名	備考
1					月 日から 月 日まで		
2					月 日から 月 日まで		
3					月 日から 月 日まで		

備考

- 1 転飼申請直前の飼育場所の欄は、整理番号を記入することができる。
- 2 転飼しようとする場所の欄は、字、番地まで記入すること。
- 3 最初の転飼（第1転飼）は、備考の欄に「○」を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第六号の次に次の一様式を加える。

---

---

様式第7号（第6条関係）

(表)

<p>養蜂振興法第九条第一項の規定により 立入検査をする職員の身分証明書</p>	<p>(罰則) 第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

(裏)

<p>第九條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第 号 年 月 日 交付</p> <p>職 名</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>知 事 印</td> <td>福 島 県</td> </tr> </table> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">(養蜂振興法(抄))</p>	知 事 印	福 島 県
知 事 印	福 島 県		

備考

- 1 用紙の大きさは、縦 90 ミリ、横 120 ミリとし、中央点線で二つ折りとすること。
- 2 写真の大きさは、縦 30 ミリ、横 25 ミリとすること。

## 附 則

2 1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。  
この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県みつばち転飼等に関する規則様式第一号及び様式第二号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。  
(畜産課)